

令和3年度
あきた発酵カレッジ募集要項

1 趣 旨

本県の豊かな発酵食文化の知識を普及するとともに、その調理方法を学んでいただくことを通じて、発酵食文化を継承し、及び情報発信する人材を育成することを目的として研修を実施します。

研修の内容はSTEP1～3の段階制とし、その全ての講座を受講した方を「あきた発酵伝導士」（以下、「伝導士」という。）として認定し、本県発酵食文化の伝承及び情報発信に協力していただきます。

また「伝導士」の認定者を対象とし、知識の向上と情報交換を主眼とした講座を開講します。

2 主 催 秋田県

3 運営者 NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会

4 実施時期・会場

全ての研修は、秋田県ゆとり生活創造センター遊学舎（秋田市上北手荒巻字堺切24-2）にて行います（ただし、STEP1は、YouTubeを使ったライブ配信またはDVDによる視聴となります。）

(1) STEP1講義 令和3年7月20日（火）

(2) STEP2講義 令和3年8月28日（土）

(2回目) 令和3年8月31日（火）

※両日とも同じ内容で開催します。

(3) STEP3講義 令和3年12月7日（火）

(2回目) 令和3年12月11日（土）

※両日とも同じ内容で開催します。

(4) ステップアップ講座 令和3年6月29日（火）

(2回目) 令和3年7月6日（火）

※両日とも同じ内容で開催します。

5 研修内容

各STEPでは次に記載する内容を実施します。なお、詳細な内容についてはその都度公表する各回開催要項を参照下さい。

(1) STEP1：あきた発酵ツーリズム及び本県の発酵食文化の総論的内容について座学により学びます。YouTubeを使った動画配信（当日ライブ放送後、動画サイトにアップロードします。）により実施します（YouTubeを視聴できない方には、後日DVDを送付します。）。またSTEP2、3への参加希望者については動画の視聴後、レポートを提出して頂きます。

(2) STEP2：身近な材料を使って発酵食を作る調理実習を行うとともに、題材に関する基礎知識について学びます。題材は米麴（特に県開発のあ

めこうじ)とします。実習後、STEP 3への参加希望者についてはレポートを提出して頂きます。

(3) STEP 3:本格的な発酵食郷土料理を作る調理実習を行うとともに、題材に関する基礎知識について学びます。題材は鮎寿司とします。実習後はレポートを提出して頂きます。

(4)ステップアップ講座:最新の発酵事情について座学により学ぶとともに、伝導士間での情報交換を行います。またオンラインで発酵拠点と繋ぎ、見学及び担当者との質疑を通し発酵への知識を深めます。題材は味噌・醤油とします。受講者には受講後、アンケートを提出して頂きます。

6 募集対象

- (1) STEP 1 発酵食品製造事業所等の社員、市町村・観光協会等の職員飲食店・酒飯店等の関係者及び、本県の発酵食文化の知識を深め発信できるようになりたい一般県民の方等
- (2) STEP 2 STEP 1研修の修了者(レポート提出者のみ)、令和2年度あきた発酵カレッジ若者講座受講者、令和2年度あきた発酵カレッジSTEP 1受講者
- (3) STEP 3 STEP 2研修の修了者(レポート提出者のみ)、令和2年度あきた発酵カレッジSTEP 2受講者
- (4) ステップアップ講座 令和2年度伝導士認定者(48名)

7 募集定員

- (1) STEP 1 定員なし
- (2) STEP 2 20名×2日=40名程度
- (3) STEP 3 20名×2日=40名程度
- (4) ステップアップ講座 24名×2日=48名

8 参加条件(ステップアップ講座を除く)

- (1) 全3回の研修に参加される意思があること
- (2) 研修後のレポートを作成すること

9 研修に係る費用

材料費

研修時の調理実習における材料費を指します。当日、参加者より実費にて徴収します。

10 申込期限

申し込みについては、各回開催要項を確認してください。

11 申込方法

- (1) 申込用紙に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX、メールのいずれかでお申し込みください。
- (2) 申込用紙に記載された個人情報本事業の実施にのみ使用し、保有の必

要がなくなり次第、確実かつ速やかに消去します。

12 STEP 1～3のレポート提出方法

- (1) 任意の形式にて400字程度にまとめたものを、郵送、FAX、メールのいずれかの方法で提出して下さい。
- (2) レポートのテーマについては、各講義にてお知らせします。
- (3) 提出期限は各回開催要項に記載された締切日に準じます。
- (4) レポート提出の際に記載された個人情報本事業の実施にのみ使用し、保有の要がなくなり次第、確実かつ速やかに消去します。

13 研修の辞退

全ての研修について、辞退は研修日の5日前までに本要項17に記載している問い合わせ先まで、電話・FAX・メールのいずれかの方法にてご連絡下さい。

なお連絡のないまま研修を欠席した場合は、研修に係る費用を請求する場合があります。

14 研修の中止

(1) 研修開始前の中止

新型コロナウイルスの感染拡大等を理由に、事前に研修の中止を決定した場合は研修生に理由を説明し、研修開始日の2日前までに電話で連絡いたします。

なお、このことにより発生したキャンセル料等については、一切の責任を負いませんので、ご了承ください。また、中止の連絡に応答しなかった場合も同様の扱いとします。

15 「あきた発酵伝導士」の認定

県は、STEP 1～3の全ての講座の受講を修了した方（令和2年度あきた発酵カレッジ若者講座受講者はSTEP 1受講修了とみなします。）を、本県の発酵食文化を伝承し、その魅力を県内外に情報発信する「あきた発酵伝導士」として認定することとし、認定証を交付します。

16 その他留意事項

- (1) この研修は本要項のほか、NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会の研修・体験イベント実施約款により実施します。
- (2) 研修期間中に撮影した写真や動画及びレポート内容等は、広報等に活用することを予定しておりますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症について、緊急事態宣言や県内における感染者の発生等感染の拡大が見られる場合、秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部の指導に基づき、研修の延期または中止をすることがあります。

17 申し込み先・問い合わせ先

NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会
〒010-1403 秋田市上北手荒巻字堺切24-2 遊学舎内
TEL・FAX：018-829-5895
E-mail:info@akita-gt.org
受付時間：月～金 午前9時30分～午後5時

附 則 本要項は令和3年5月31日から施行する。